

議案第78号

東京都板橋区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立生涯学習センター条例（昭和49年板橋区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表1の表レクリエーションホールの項中「1,600円」を「2,200円」に、「1,900円」を「2,700円」に改め、同表第1集会室の項及び第2集会室の項中「370円」を「520円」に、「450円」を「630円」に、「460円」を「640円」に改め、同表会議室の項中「330円」を「460円」に、「400円」を「560円」に、「410円」を「570円」に改め、同表和室の項中「480円」を「670円」に、「560円」を「780円」に、「570円」を「800円」に改め、同表第1講義室の項中「760円」を「1,100円」に、「880円」を「1,200円」に、「890円」を「1,200円」に改め、同表第2講義室の項中「370円」を「520円」に、「450円」を「630円」に、「460円」を「640円」に改め、同表調理実習室の項中「630円」を「880円」に、「730円」を「1,000円」に、「740円」を「1,000円」に改め、同表学習室の項中「300円」を「420円」に、「360円」を「500円」に、「370円」を「520円」に改め、同表多目的室の項中「930円」を「1,300円」に、「1,100円」を「1,500円」に、「1,120円」を「1,600円」に改め、同表陶芸庫の項中「170円」を「240円」に、「210円」を「290円」に、「22

0円」を「310円」に改め、別表2の表第1音楽練習室の項中「750円」を「1,100円」に、「890円」を「1,200円」に、「1,000円」を「1,400円」に改め、同表第2音楽練習室の項中「1,000円」を「1,400円」に、「1,100円」を「1,500円」に、「1,300円」を「1,800円」に改め、同表レクリエーションホール北の項及びレクリエーションホール南の項中「1,000円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,700円」に改め、同表会議室の項中「460円」を「640円」に、「540円」を「760円」に、「550円」を「770円」に改め、同表第1学習室の項中「550円」を「770円」に、「650円」を「910円」に、「660円」を「920円」に改め、同表第2学習室の項中「560円」を「780円」に、「660円」を「920円」に、「670円」を「940円」に改め、同表第3学習室の項中「480円」を「670円」に、「570円」を「800円」に、「580円」を「810円」に改め、同表工芸室の項中「220円」を「310円」に、「260円」を「360円」に、「280円」を「390円」に改め、同表調理室の項及び和室の項中「480円」を「670円」に、「570円」を「800円」に、「580円」を「810円」に改め、同表多目的室の項中「800円」を「1,100円」に、「940円」を「1,300円」に、「960円」を「1,300円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額を改定する必要がある。